

ひとり親家庭等への手当や支援

① 児童扶養手当

詳細は **吉川児童扶養手当** **検索**  
※「現況届」の提出期間は8月2日頃から31日頃までです。手続きのお知らせは受給者に個別に通知します。

② ひとり親家庭等医療費支給制度

医療保険制度により受診し支払った医療費の一部を支給します。

③ 自立支援教育訓練給付金

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

④ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付します。

⑤ 障害者扶養共済制度

扶養している方が毎月一定の掛金を納めることで、保護者が死亡または重度障がいの状態になった場合、障がいのある方に

⑥ 障害者扶養共済制度

障がいのある方への手当や支援

⑦ 特別障害者手当

障がいのある方への手当や支援

⑧ 障害児福祉手当

障がいのある方への手当や支援



障がいのある方への手当や支援

① 特別障害者手当

月額：2万7350円(3カ月分ずつ支給)  
② 障害児福祉手当  
月額：1万4880円(3カ月分ずつ支給)  
③ 在宅重度心身障害者手当  
月額：5000円(6カ月分ずつ支給)  
④ 特別児童扶養手当  
月額：1級5万2500円、2級3万4970円(4カ月分ずつ支給)

⑤ 重度心身障害者医療費助成制度

病院などで受診した際の医療費の一部負担金を助成する制度です。

⑥ 吉川市障害者手当

対象はそれぞれ異なります。

⑦ 吉川市障害者手当

対象はそれぞれ異なります。

⑧ 吉川市障害者手当

対象はそれぞれ異なります。

⑨ 吉川市障害者手当

対象はそれぞれ異なります。

⑩ 吉川市障害者手当

対象はそれぞれ異なります。

⑪ 吉川市障害者手当

対象はそれぞれ異なります。

終身一定額の年金が支給される制度です。詳細は担当まで。

①～⑥ 共通

「現況届」が必要な制度については、該当者へ個別に通知します。必ずご提出をお願いします。

特定健診・高齢者健診

11月30日頃まで実施しています。健康づくりの基本は毎年の健診です。年に一度は自分の体をチェックしましょう。



国民年金保険料免除 猶予申請

経済的な理由や失業などで保険料の納付が困難なときは、申請して日本年金機構で承認されると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

国民年金課または越谷年金事務所

問合せ：国保年金課 ☎982・5116 (国保)、☎982・9546 (後期)、☎共通

国民年金課または越谷年金事務所

問合せ：国保年金課 ☎982・5117、☎共通、越谷年金事務所 ☎960・1190

国民健康保険のお知らせ

次の書類の有効期限は7月31日頃までです。

① 高齢受給者証

70歳から74歳の方が医療機関で受診する際に必要な書類です。自己負担割合の見直しを行った上で、7月中旬に発送します。

② 限度額適用・標準負担額減額認定証

引き続き認定証が必要な方は、国保年金課窓口で申請してください。自動継続はされません。

持物：国民健康保険被保険者証

問合せ：国保年金課 ☎982・5116、☎共通

後期高齢者医療保険のお知らせ

次の書類の有効期限は7月31日頃までです。

① 被保険者証

8月1日頃から使用する新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で発送します。

② 限度額適用・標準負担額減額認定証

前年度に認定証の交付を受け、今年度も該当世帯の方は、自動継続となります。新たに必

要な方は、国保年金課窓口で申請してください。

持物：後期高齢者医療被保険者証

問合せ：国保年金課 ☎982・546、☎共通

介護保険のお知らせ

要介護(支援)認定を受けている方に、下記の書類を発送します。届きましたら必ずご確認ください。

① 負担限度額認定証の更新申請書

現在有効な認定証をお持ちの方を対象に、6月18日に発送しました。継続を希望する方は7月16日頃までに申請してください。

※対象となる方の基準が変わります。詳しくは、お送りした更新書類をご確認ください。

② 負担割合証

7月12日頃に発送します。

問合せ：長寿支援課 ☎982・5119、☎共通

夏の交通事故防止運動 「自転車のマナー」

自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左側を通行しま

